



規 則	変更 (第101号) ……………	2061
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第 5 号) ……………	◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定の一部解除 (第102号)……………	2062
◇アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (第 6 号) ……………	◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等 (第103号) ……………	2064
◇川崎市市民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第 7 号) ……………	◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等 (第104号) ……………	2064
◇川崎市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第 8 号)……………	◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等 (第105号) ……………	2064
◇財政事情の閲覧の請求及びその方法に関する規則の一部を改正する規則 (第 9 号)……………	◇入札占用計画の認定 (第106号) ……………	2065
◇川崎市火災予防規則の一部を改正する規則 (第10号) ……………	◇入札占用計画の認定 (第107号) ……………	2065
◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則 (第11号) ……………	◇入札占用計画の認定 (第108号) ……………	2065
告 示	◇道路区域の変更 (第109号) ……………	2065
◇道路区域の変更 (第91号) ……………	◇自転車等の撤去と保管 (第110号) ……………	2065
◇自転車等の撤去と保管 (第92号) ……………	◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第111号)……………	2066
◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時 要届出区域の指定 (第93号) ……………	税 告 示	
◇生活保護法等による指定医療機関の指定 (第94号) ……………	◇固定資産税に関する土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (第 1 号)……………	2067
◇生活保護法等による指定施術機関の指定 (第95号) ……………	公 告	
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止 (第96号) ……………	◇一般競争入札の執行 (第682号) ……………	2067
◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第97号) ……………	◇都市計画公聴会の開催 (第683号) ……………	2069
◇生活保護法等による指定施術機関の変更 (第98号) ……………	◇開発行為に関する工事の完了 (第684号)……………	2070
◇生活保護法等による指定介護機関の指定 (第99号) ……………	◇開発行為に関する工事の完了 (第685号)……………	2070
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止 (第100号) ……………	◇一般競争入札の執行 (第686号) ……………	2070
◇生活保護法等による指定介護機関の	◇一般競争入札の執行 (第687号) ……………	2072
	◇公募型プロポーザルの実施 (第688号) ……………	2074
	◇一般競争入札の執行 (第689号) ……………	2075
	◇公募型プロポーザルの実施 (第690号) ……………	2087
	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第691号) ……………	2088
	◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第692号) ……………	2089
	◇開発行為に関する工事の完了 (第693号) ……………	

）	2172
◇川崎市高津区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（高津区第2号 ）	2172
◇川崎市宮前区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（宮前区第2号 ）	2172
◇川崎市多摩区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（多摩区第2号 ）	2173
◇川崎市麻生区選挙管理委員会規程の 一部を改正する規程（麻生区第2号 ）	2173
辞 令	
◇3月1日付け	2173
◇3月13日付け	2174

規

則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年2月28日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第5号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第44条第6号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第12第2項の表以外の部分中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項の表中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「1立方センチメートルにつき個」を「1ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「3,000」を「800」に改め、同表備考第7項第3号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第3号様式（付表10）中

「

大腸菌群数
(個/cm³)

」

を

「

大腸菌数
(cfu/ml)

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年3月3日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第6号

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整